

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### 総合評価

全体として、地域の公共交通を活性化・再生し、地域を活性化させるための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

活性化協議会を適宜開催し、各主要施設等へのヒアリング調査及び住民へのアンケート調査により本市における公共交通の課題等を幅広く把握した上で、公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討するなど、連携計画の策定および計画事業の実施に向けて、関係者の実質的な合意形成を図った。

### 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握したか。

本市の地勢、道路状況、居住者年齢別分布、市内施設(病院、福祉施設、公的施設、商業施設等)の配置、既存の路線バスの現状等に係るデータや資料を整理するとともに、病院、福祉施設、観光組合、大規模商業施設、学校等へのヒアリング調査や住民、施設来訪者等へのアンケート調査を実施することにより、幅広く現況の交通利用状況や輸送サービスの利用意向を把握し、課題の抽出整理を行った。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

庁内の教育、観光、福祉、土木関係の担当者会議を開催し、スクールバス、福祉バスとの関係や現状把握および各分野の問題点・課題点について、意見交換により共有し、共通認識とした。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

広域基幹バスや地域公共交通路線バスの運行や利用実態を踏まえ、各種調査による利用者ニーズの把握をするなど総合的に問題点・課題点の検討を行った上で、今後3年以内に持続的な事業運営状態に到達するための目標値を設定した。また、利用者数の増加策を図る路線と、地域内交通への切換えをする路線を提案し、その目標値は、バス路線の再編及び新たな公共交通の導入に伴う運行経費の増加が、現行と比較し相当程度の事業の持続性の確保が見込めるものを設定した。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

市内の主要施設(病院、商業施設、福祉施設、学校等)、行政嘱託員、市外の鉄道駅などにヒアリング調査を実施しており、全市民から無作為抽出された2,000名を対象としたアンケート調査を踏まえ、教育、観光、福祉、土木などの担当者、各分野それぞれの現況などの意見交換をへて目標を設定している。

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。  
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

持続的な事業運営を行うため、広域基幹バスや地域公共交通路線バスの運行形態の見直し、資金調達の検討や福祉、教育、観光などの関係機関等との相互連携による事業案を選定した。交通不便地域の改善のため、地域内交通については、乗合タクシーの実証運行およびスクールバス等について検討することを選定した。また、交通全体の利用者数増を図るため、交通結節点の改善を取組事業として選定した。その他、観光振興を促進するため、インターチェンジと温泉街、商店街を巡回するバスや観光乗合タクシーを検討することを選定した。各目標については、事業選定を基に協議会において各種団体代表等を含め協議を重ね実施可能な事業を設定した。

### 自立性・持続性

#### 1 事業の実施に向けての準備

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。

地域社会の移動ニーズに合った交通サービスを提供し、利用者の増加を図ることで地域公共交通の運営の持続を目標としており、これを達成するため、広域基幹バス路線については乗客増加策を、また、廃止路線代替バスの運行エリアについては、乗合タクシーの導入を選定した。提案した。広域基幹バスと乗合タクシーの乗り継ぎなど利便向上のための方策については、交通結節点の整備を選定し、事業スケジュールについて第5、第6回協議会で検討した。平成21年度の後半を目途に実証運行の実施を予定しており、運営主体となりうる運行事業者とも検討していく。

事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
<p>運行事業者からの利用実績報告の分析および利用者を含め、地域社会における満足度や利用意向調査等を行い、効果や影響を把握する。</p> <p>事業実施による効果については、バス路線及び乗合タクシーの実証運行における利用者数「平均乗車密度5人以上」を評価の目安とし、利用者を含め、地域社会における満足度や利用意向調査等を行い、効果や影響について把握することとしている。</p>
事業の実施主体が検討されたか。
<p>実証運行の実施主体については、市内における各交通事業者が運行することで合意している。(事業者決定は事業計画作成時)</p>
2 事業の実施環境
事業実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。
<p>平成21年10月からの実証運行を予定しており、総合事業(計画事業)による国費のほか、本市からの財政支出について、議会に補正予算を諮ることを予定している。</p>
住民等による自主的な利用促進、協賛金拠出への協力等の環境があるか。
<p>市報の活用や地区の集会等の場において、公共交通の必要性や利用促進を図ることを検討した。協賛金拠出については、今後検討予定。</p>

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成
1 協議会における審議体制等
協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
<p>連携計画策定に向けた協議会における役割を含め、各種調査の内容や調査方法、進め方等について、協議会に諮り、それぞれの調査事業における実施状況等について報告、審議することとなっている。</p>
協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)
<p>協議会の構成員には、各自治区代表、老人クラブや民生児童委員の代表などを利用者代表として市民の方が含まれているほか、病院、福祉施設、商業施設、学校へのヒアリングや市民へのアンケート調査を行い、現状における利用状況や公共交通サービスの利用意向を把握し、調査結果等を協議会に報告し協議を行う仕組みとなっている。</p>
2 協議会における審議
調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
<p>調査事業の目的やその進め方、実施方法に関する協議とともに、調査実施状況の結果報告等を踏まえ、嬉野市の実情にあった公共交通サービスのあり方について、適宜協議会を開催した。</p>
協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
<p>協議会規約において、会議は原則公開とすることが規定されており、議事録を閲覧できることとなっている。また、協議会において策定された地域公共交通総合連携計画案については、市民に対しパブリックコメントを実施した。</p>
3 地域関係者の実質的な合意形成
地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
<p>活性化協議会において調査事業の進め方、実施状況が報告・審議され、広域基幹バス路線および乗合タクシーの運行については、地域公共交通会議においても協議を進めた。また、運営の実施主体になりうる地域のタクシー会社等とも協議を重ね、平成21年度後半の実証運行を検討している。計画事業の実施に必要な費用は国費、本市からの財政支出のほか、広告収入も検討している。なお、実証運行にあたっては、詳細な住民ニーズを把握するため、地域を限定したヒアリング調査やアンケート調査も検討していくこととしており、地域関係者を含め地域住民の需要にあった実質的な合意形成を図っていく。</p>